北海道檜山振興局告示第１０１８号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定により、はえ縄漁業について、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及び船舶の総トン数等に関する制限措置を次のように定めた。

令和５年６月３０日

北海道知事　鈴　木　直　道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備　　考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
はえ縄漁業	檜山振興局管内沖合海域 　檜山・松前両郡界と最大高潮時海岸線との交点から２６７度３０分の線以北、島牧・久遠両郡界と最大高潮時海岸線との交点から２９７度３０分の線以南の海域。 　ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	毎年９月１日から６月３０日まで	１２隻	２０トン未満	檜山振興局管内（八雲町熊石地区を含む。）に住所を有する者	令和５年６月３０日から令和５年７月３１日まで	１　この公告に係る許可の期間は、令和５年９月１日から令和８年６月３０日までとする。 ２　この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和５年９月１日から同年９月３０日までとする。 ３　この公告に係る申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する振興局産業振興部水産課とする。 ４　この公告に係る許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)　暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き○○港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 　やむを得ない事由により、○○港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、檜山振興局長に報告しなければならない。 (2)　たら、めぬけ、さめ以外のものをを主たる漁獲の対象としてはならない。 (3)　しろさけ、ますが採捕された時は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4)　海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (5)　知事が漁業調整上操業に関し、必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。